

我孫子市立新木小学校 いじめ防止基本方針

Ⅰ. 基本理念について

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（※我孫子市いじめ防止対策推進条例第2条（1）より）

(2) 学校の基本理念

- ① いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- ② いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する児童等の理解を深める。
- ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

(3) 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(4) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。本校では、以下のようないじめの基本認識のもと、いじめの防止等に取り組むこととする。

- ① いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ② いじめは、どの児童にも、どの学級や集団にも起こり得るものであり、すべての児童に関係する問題である。
- ③ いじめは、大人には気付きにくいところで行われていることが多く、いじめる側といじめられる側が入れ替わることがあり得る。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめの態様は、ひやかしやからかいから、犯罪にあたるものまで多種多様である。
- ⑥ いじめは学校、家庭、地域社会など、すべての関係者がそれぞれに役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(5) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2. 学校いじめ対策組織について

(1) 組織・構成

<いじめ防止対策委員会>

校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、当該学年教職員。
その他必要に応じて、教務主任、教育相談担当、特別支援コーディネーター、
養護教諭、心の教室相談員、スクールカウンセラー、
第三者（福祉や心理の専門的な知識を有する者）等

(2) 教職員のいじめ対応力強化や組織的対応の校内研修の実施について

- ・いじめの定義やいじめ防止の手立てを共通理解する。
- 校内研修で「教職員向けいじめ防止指導資料集」等を活用して、学校におけるいじめ防止等の取り組みの充実、教職員の指導力の向上を図る。

3. いじめの未然防止について

(1) 児童、保護者への啓蒙活動

- ① いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。
「あいさつ運動」等を通して、児童が主催する活動を実施し、児童のいじめ防止に対する意識を高める。
- ② 人とつながる喜びを味わう体験活動と推進。
学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間（キャリア教育含む）、生活科の時間における道徳性の育成に資する体験活動の充実。
- ③ ホームページによる「新木小学校 いじめ防止基本方針」の周知をする。
- ④ 県が配付している「いじめ防止啓発リーフレット」を活用をする。
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめへの対策。児童に対して情報リテラシー、情報モラルに関する指導を毎年必ず行う。
懇談会等で児童を取り巻く現状や家庭でのスマートフォンなどのルール作り、フィルタリング等の必要性を啓発する。また、発達段階に応じて児童がインターネット等の適切な使い方やインターネットを通じて行われるいじめについて考え、議論し決定する取り組みを通して、家庭と連携を深めながら、情報モラル教育を推進していく。

(2) 教職員の不適切な行動・発言の排除、過度の競争意識等の意識改革

教職員は、児童の人権を考慮せず、教育的配慮を欠いた不適切な指導を行わない。
内発的動機づけとして努力の認定を伴う励ましに重きを置いて指導する。

(3) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開

生徒指導の4つの視点、「自己決定の場を与える」「自己存在感を与える」「共感的人間関係を育成する」「安心・安全な風土の醸成」を踏まえて、教材研究に取り組み、日々実践する。

(4) スクールカウンセラーなど専門的機関との連携

学校だよりやホームページなどで、スクールカウンセラーが来校する日時を知らせ、不安や悩みを話せる機会を設ける。

(5) 授業の年間指導計画

月	教科等指導内容	アンケート	教育相談等	児童会活動	行事	その他
4月	学級活動 (学級開き)			1年生を 迎える会		学級懇談会
5月	道徳 (善悪の判断)			あいさつ運 動	運動会	
6月	学級活動 (情報モラル)	市いじめア ンケート Q-U検査	教育相談			情報モラル教育 (高学年)
7月	道徳 (思いやり)		個人面談			
9月	道徳 (生命尊重)			水泳学習 (2学期中)	修学旅行	
10月	道徳 (協力)				林間学校	
11月	道徳 (信頼・友情)	Q-U検査 市いじめ アンケート		音楽集会		
12月	道徳 (正直・誠実)	学校生活 アンケート	教育相談			
1月	学級活動 (いのち・こころ・か らだの学習)					いのち・こころ・ からだの学習 (3学期中)
2月	道徳 (公正・公平)				なわとび 記録会	学級懇談会
3月	道徳 (明朗)			卒業を 祝う会	卒業式	

4. いじめの早期発見について

(1) アンケート調査を実施

- ・我孫子市いじめアンケート(年2回 6月 11月)を実施する。
定期的なアンケートの実施や個別面談等により積極的にいじめの兆候をとらえていく取組と、いじめを受けている、又はいじめを認知した児童が、担任や学年の先生、養護教諭、心の教室相談員等に速やかに相談できる体制を設ける。
- ・Q-U検査 いじめや不登校などの問題行動の予防と対策に活用する。

(2) 個別面談・教育相談の取組

- ・個別面談(年2回)の実施。
- ・教育相談は、必要に応じて随時行う。相談箱を保健室前や渡り廊下に設置し、児童が相談しやすい環境を整備する。また、心の相談室には定期的(毎週火・木曜日)に心の相談員が在中、学級訪問を行い、児童の成長を見守る。

(3) いじめがあったときの対応について

- ・いじめが認知された場合には、学校から被害・加害の双方の保護者に対して連絡し、理解と協力を得て問題解決に取り組む。

5. いじめの相談・通報について

(1) いじめを受けた児童を徹底的に守る

いじめを受けた児童およびいじめを受けた児童を助けようとした児童の生命および心身を保護する。そのような児童を、学校は該当児童等との約束・秘密を必ず守り、問題解決に取り組んでいく。

(2) 学校外のいじめの相談・通報窓口について

① 文部科学省「24時間子供SOSダイヤル」 0120-0-78310

② 法務局地方法務局 子どもの人権110番 0120-007-110
(千葉法務局内 月～金8時30分～17時15分)

③ 一般社団法人 日本いのちの電話連盟
ナビダイヤル 0570-783-556

④ 都道府県警察の少年相談窓口
(千葉県ヤング・テレホン) 0120-783-497

⑤ 柏児童相談所 04-7131-7175

⑥ 児童相談所全国共通ダイヤル 189(局番なし)

⑦ 我孫子市いじめ・悩みホットライン
電話相談：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9時～16時半(電話：04-7188-7867)
メール：nayamuna@city.abiko.chiba.jp

⑧ 千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446(相談専用)
E-mail saposoudan@chiba-c.ed.jp
学校や家庭生活、友だちのこと、心や体についての悩みに関する相談
8時30分～17時15分(月～金・休祝日、年末年始を除く)
※いじめに関する相談は毎日24時間受付)

⑨ 千葉県総合教育センター特別支援教育部 043-207-6025(相談専用)
E-mail sosesoudan@chiba-c.ed.jp
特別な教育的支援の必要な児童生徒についての教育相談
9時00分～17時00分(月～金・休祝日、年末年始を除く)

⑩ 24時間子供SOSダイヤル(全国共通ダイヤル) 0120-0-78310
原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続

⑪ 千葉県警察少年センター
(ヤング・テレホン) 0120-783-497(相談専用)
20歳未満の少年に関すること
9時00分～17時00分(月～金・休祝日、年末年始を除く)

⑫ 子どもの人権110番
(千葉地方法務局人権擁護課) 0120-007-110(相談専用)
子どもの人権に関する相談
8時30分～17時15分(月～金・休祝日、年末年始を除く)

⑬ 千葉いのちの電話 043-227-3900
不安・悩み等の相談及び、自殺防止に関する電話相談 24時間年中無休

⑭ ライトハウス ちば
(千葉県子ども・若者総合相談センター) 043-420-8066
(相談受付専用) E-mail lighthouse@abeam.ocn.ne.jp
子ども・若者の抱えるあらゆる問題や悩み事に関する相談(相談先の紹介)
10時00分～17時00分
(火～日・月曜が祝日の場合は相談受付あり、翌火曜休み)

(3) いじめの傍観者とならないために

いじめの傍観者とならないために、いじめについて相談することや通報することの重要性について学級活動や道徳の中で学ぶ。

6. インターネットを通じて行われるいじめへの対策について

(1) 外部機関との連携

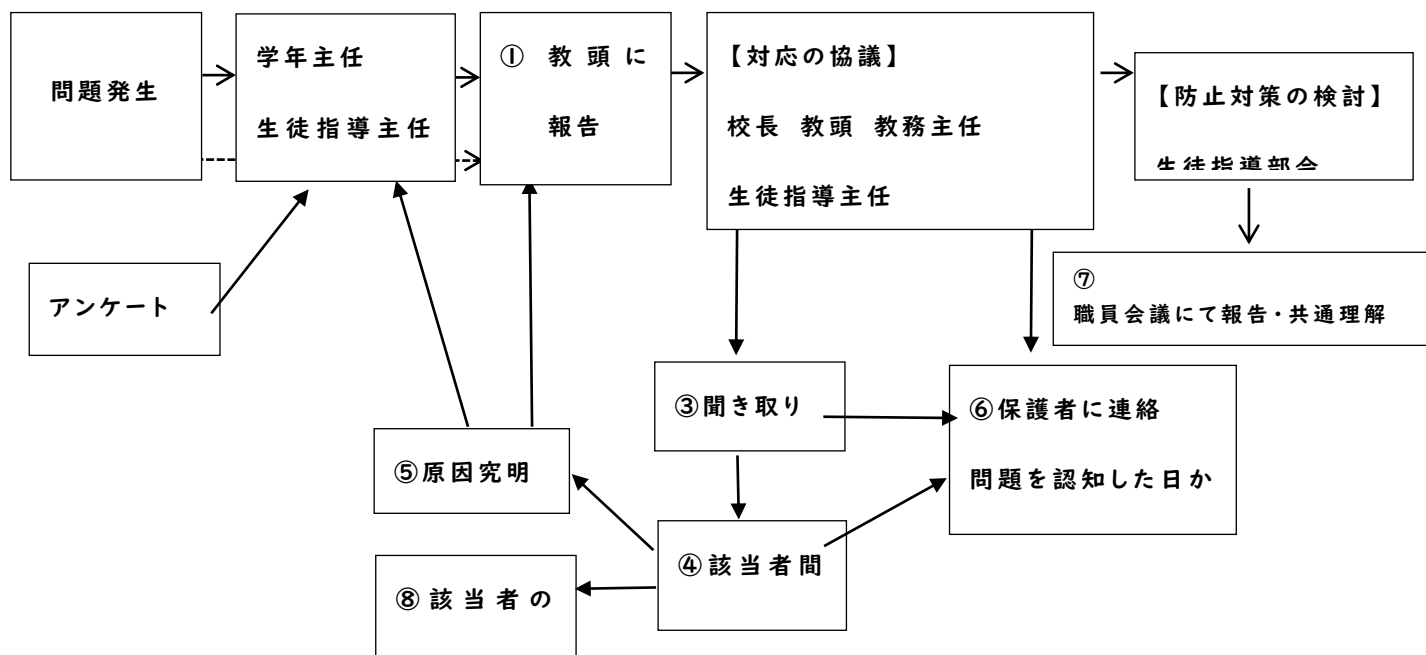
我孫子市悩み相談ホットラインなどと連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。

(2) 啓発活動の実施

児童生徒や保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処について、関係機関と連携して資料などを配布する。

7. いじめを認知した場合の対応について

(1) いじめ事案発生からの手順



《 報告 》

- ・問題発生時には、学年主任，生徒指導主任，教務主任，管理職に即刻報告を行う。急を要する案件の場合，学年主任，生徒指導主任より先に，直接管理職に報告する。また，報告の際には生徒指導記録用紙を活用し，問題に対するそれぞれの認識のずれがないようにするとともに，継続的指導を可能にするための資料として保管する。

《 聞き取り 》

- ・傾聴の姿勢を忘れずに，丁寧に聞く。特に，問題が数日間に及んでいる場合は，時系列の聞き取りを欠かさないようにする。
- ・該当児童が複数いる場合は，極力，個別に話を聞き取ったり複数の教職員で対応したりする。
- ・経緯及び事実関係を客観的に聞き，必ず記録を残す。加害者，被害者がいる場合は，両者の聞き取りをつき合わせ，必要に応じて複数回の聞き取りを重ねる。

《 該当者間の話し合い 》

- ・加害者や被害者間の謝罪等の調整の際には，形式的な謝罪を行うのではなく，当事者間が謝罪する理由を理解した上で行う必要がある。話し合いの最後は，必ず教職員が，お互いが納得する方向に導いていく。またその調整内容と今後の方向性については，管理職，学年主任，生徒指導主任に連絡をするとともに，児童の帰宅前，または同日に保護者にも連絡を入れる。

《 原因究明 》

- ・諸問題の背景，原因を分析することで，問題の再発防止，該当児童の児童理解につなげる。

《保護者連絡》

- ・連絡するタイミングが大切になるが、諸問題発覚日の児童帰宅前か同日中には、連絡を入れることが重要である。そのためには、聞き取り、つき合わせまでの迅速な対応をする。聞き取りの情報を含めた事実関係、今後の対応方針について、管理職と共通理解を図った上で、必要事項だけを簡潔に伝える。問題の内容によっては、家庭訪問を行ったり、保護者に対して学校への来校を要請したりする。

《共通理解》

- ・問題の案件によっては、他学年に渡り複数対応が必要な内容、周囲への支援や指導が必要な内容、長期的に継続化する内容がある。児童、保護者の対応といった人的対応、環境面の整備、関係諸機関や次年度への引継ぎを含めた視点から、生徒指導部会や職員会議での定期的な共通理解を図る必要がある。尚、解決済み案件になっても、次年度への引継ぎ事項として記録は保管する。

《経過観察》

- ・再発防止のために、日頃の学校生活において、表情、言動、友人関係の様子を注意深く観察していく。また、諸問題に関わった児童は、ともに自尊感情が低くなっていることが多い。そのため、新たな目標を設定したり、集団の中での有用感が生まれるような環境をつくったりすることが大事になる。

<報告用メモの作成>

○いつ、どこで、誰が、何を、どのように等

「関わっている児童」……誰が誰をいじめているのか。

「時間(期間)と場所」……いつ、どこで起こったのか。

「いじめの内容」……どんな被害を受けたのか。

「周囲の様子や状況」……他の児童はどうしていたのか。

「現在の気持ちと要望」……現在どんな気持ちであって、何を望んでいるのか。

(2) 警察との連携

学校だけの対応では、指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合は、ためらうことなく、早期に警察や児童相談所等の関係機関と連携する。学校の窓口は教頭とする。

(3) いじめ被害者への寄り添った対応

①徹底していじめから守り抜く。

被害児童の立場や心情を理解し、安心して相談できるように配慮する。

②守るべき秘密は守ることを約束する。

聴き取りの場所と時間に配慮するとともに、安心して生活及び相談できるようにする。

③自信を取り戻せるように言葉をかける。

被害児童はいじめの原因を自分に求めたり、自分に自信を失ったりしていることが多い。話してくれた勇気を認めて褒めることで自尊感情を高めていく。

(4) いじめ加害者などへの聞き取り調査の方法や留意事項

いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、加害児童に自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめを完全にやめさせる。また、相手を傷つけ、苦しめていることに気付かせるとともに、人権と生命の尊さを理解させていく。

①事実確認を必ず行う。また、いじめに至る背景や心情を理解する。

②被害児童の立場で、自身の言動を考えさせる。被害児童を傷つけ、苦痛を与えている言動が間違っていることを確認し、事実が認められた場合には、自身の言動が「いじめ」であることを丁寧に、粘り強く諭していく。

③過去の自分と今後の自分について考えさせる。今までの自分を振り返り、「あのときどうすればよかったのか？」を考えさせる。その上で「今後はどうするのか？」と問いかけ、後悔と謝罪の気持ちを醸成していく。

(5) 被害者・加害者（本人・保護者）への連絡について

- ①被害者側に事実関係等その他の必要な情報を速やかに提供していく。その際、他の児童の個人情報の保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ②加害者側にも、今後の指導等の必要から原則として事実を伝えることとするが、伝え方や時期については、被害者側への配慮に留意する。

8. 指導について

(1) 被害児童へのケアについて

- ①児童の安全の確保事態の状況に応じ、複数の教職員で被害児童の見守りを行うなど、安全を確保する。
- ②被害児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、状況に応じて環境の確保をする。また、学級にとけ込みやすい雰囲気づくりや意識的に被害児童が活躍できる場づくりを支援していく。
- ③いじめが解決したと思われる場合でも、定期的に被害児童と面談する機会を設け、現状を適宜確認していく。また、定期的に聴き取りやアンケート等を実施し、継続して情報の収集を行い、再発防止に努める。

(2) 加害児童への指導

- ①自らの行為を理解させ、責任を自覚できるよう指導する。いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、加害児童に自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめを完全にやめさせる。また、相手を傷つけ、苦しめていることに気付かせるとともに、人権と生命の尊さを理解させていく。
- ②加害児童が抱える問題や心理的背景等に目を向け、問題が繰り返されないよう適切な解決方法を当該児童と一緒に模索していく。また、いじめに至った心情や立場を振り返らせ、今後の生活について考えさせる。
- ③加害児童を孤立させることなく、学習やその他の活動を通じて、所属感や成就感をもたせるとともに、教職員や学級集団との好ましい人間関係づくりを進めていく。

(3) 観衆・傍観者への指導

- ①観衆や傍観者となっていた背景や心情を理解し、事実を話すことは人を救う行為であることを伝える。
- ②被害児童の立場に立って自身の言動や態度を考えさせたり、被害児童の立場に立って加害児童の言動を考えたりして、いじめは許されないことという意識を高める。
- ③守るべき秘密は守ることを約束するとともに、いじめから守り抜くことを伝える。

9. 重大事態への対処について

(1) 重大事態についての基本的な考え方

いじめ防止対策基本法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」ときについては、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」ときの「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

(2) 重大事態の発生と調査

① 重大事態発生時の対応

重大事態が発生した場合、まずはいじめを受けた児童生徒の被害を最小限に抑えるために最善を尽くす。いじめを受けた児童生徒の救済を最優先に考え、いじめを行う児童生徒の行為を止め、関係機関等と連携して指導する。

② 調査主体について

重大事態が発生した場合、そのいじめ事案の調査主体は、本校校長→教育委員会とする。

③ 調査を行うための組織について

教育委員会は、調査を行う際、そのいじめの事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係のない第三者による、公平性・中立性を確保した調査部を、対策委員会の中に設けることができる。

(3) 調査結果の提供及び報告

① 調査結果の提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等の必要な情報を提供する。

② 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会は市長に報告する。

(4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

上記(3)の②の報告を受けた市長は、報告された重大事態への対処又はそれと同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、いじめ再調査委員会を設け、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行う。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は再調査の実施及び結果を議会に報告しなければならない。議会へ報告する内容は、個々の事案に応じて適切に行い、個人情報に対しては必要な配慮を確保しなければならない。

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、調査の対象となった重大事態への対処又はそれと同種の事態の発生の防止のために人材を配置し、学校の支援を行う。